

## 安全衛生推進者養成講習会開催のご案内

貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件、労働安全衛生法第12条の2では常時10人以上50人未満の労働者を使用する下記事業場では、安全衛生業務について権限と責任を有する者の指揮を受けて、その業務を担当する安全衛生推進者を選任しなければならないとされています。

また、50人以上の事業場であっても、指揮命令する地位にある方、あるいは、業務請負事業者の方は安全衛生意識の向上のため受講されることをお勧めいたします。

なお、今回の講習は安全衛生推進者養成のみとさせていただきます。

### 記

1. 対 象 : 安全衛生推進者の選任が必要な業種(法第11条第1項・政令で定める業種)

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む) 電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・ 建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、 燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業
--

2. 日 時 : 1 日 目 : 令和2年6月1日(月) 9:00~17:00  
2 日 目 : 令和2年6月2日(火) 9:00~12:05

3. 会 場 : 茨木市市民総合センター3階302号室  
茨木市駅前4-6-16

4. 受 講 料 : 13,530円【講習料11,000円・同消費税1,100円、テキスト代1,430円(税込)】  
※ テキストは、講習当日お渡しします。

5. 定 員 : 30人

6. お申込み : 裏面の『申込書・修了者台帳』をコピーし、必要事項を記入の上、顔写真を貼って、郵送または、茨木労働基準協会支部までご持参ください。

7. お支払い : (1) 茨木労働基準協会支部まで持参  
(2) 現金書留  
(3) 銀行振り込み } いずれの方法でも可

〒 567-0881 茨木市上中条2-5-37 すばるビル301 (公社)大阪労働基準連合会 茨木労働基準協会支部 TEL:072-622-8487 FAX:072-621-5763 振込先 りそな銀行茨木西支店 口座番号 (普通)1135303 (公社)大阪労働基準連合会茨木労働基準協会支部
--

8. 注意事項 : ○ 申込手続き終了後は、受講料金のご返金できません。  
○ 受講日の変更は、講習日の2週間前までであれば1回限り他の回へ変更することができます。  
○ 受講者の変更は、講習日の前日までにお知らせください。  
○ 遅刻・欠課した場合の取り扱いについて  
講習等は、各科目に応じて講習時間が決められていますので、遅刻・欠課し、法令で決められた講習時間を満たさないと、講習等を修了したことにはなりません。

予約済の方は次の何れかに○印をつけてください。 ( ) 電話予約 ( ) インターネット予約	受講希望月日	令和 年 月 日
--	--------	----------

(安全衛生推進者養成講習)

申込書・修了者台帳

		※ 受付番号	
※ 修了証番号		※ 修了証交付年月日	
ふりがな		写真について 3.0cm×2.4cm 申請前 6ヶ月以内に 撮影した上三分身無 背景正面脱帽のもの。 (裏面に氏名を記入)	写真貼付 ↓ のりづけ
氏名			
生年月日	昭和・平成 年 月 日生		
現住所	〒 _____ 携帯又は TEL ( )		
勤務先	会社名	TEL ( )	
	所在地	〒 _____	
9~17時の連絡先	担当者名	部課名	TEL ( )
事業場の業種			
備考			

大阪労働局長登録安全衛生推進者等養成講習機関(登録第1号)

(公社) 大阪労働基準連合会長 殿

令和 年 月 日

(注) 1. 本様式は、A4版サイズで提出してください。

※印欄は記入しないこと。

《個人情報について》 この受講申込書でご提供いただいた個人情報は、当連合会の受講者資料として適正に管理し、受講者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。	大基連使用欄	<申込方法> 窓口 ・ 郵便 ・ 現金 ・ 振込 ・ 送付送料
--	--------	---------------------------------